

## 広報広聴委員会の設置についての確認事項（案）

### 1 設置の目的

- ・市議会だより、議会ホームページ、ケーブルテレビのほか多様な媒体を通じて、市民へ議会活動に関する情報提供を行う。
- ・議会報告会のほか多様な手法により、市民の意見を広聴し、議会活動に活かす。

#### 【所管事項】

- ・市議会だよりの編集・発行（市議会だより発行委員会から引き継ぐ）
- ・議会報告会の企画・運営（議会改革特別委員会から引き継ぐ）
- ・その他、議会の広報及び広聴に関すること

### 2 設置の形態

広報広聴委員会は、特別委員会とする。

※名称は、「広報広聴特別委員会」でよいか。

### 3 広報広聴委員会の体制（委員定数・選出方法等）について . . . 協議中

※次ページ参照

### 4 設置の時期

平成27年12月定例会での設置をめざす。

## 広報広聴委員会の体制（委員定数・選出方法等）についての主な意見

第16回議会改革特別委員会（H27.03.27）

### 1 委員定数・選出方法について

- 各会派から1人選出する。委員8人を広報班・広聴班の4人ずつに分けて活動できる。  
新人議員に優先して入っていただく。
  
- 各会派から1人選出する。  
新人議員等に積極的に入っていただく。
  
- 原則として、各会派から1人選出する。ただし、会派の事情を考慮する。
  
- 委員数は9人とする。奇数とすることが望ましい。  
やりたいという意思のある人に入っていただく。
  
- 委員数は6人から8人程度とし、弾力性のあるようにする。  
やる気のある人、スキルのある人に入っていただく。
  
- 3常任委員会と議会改革特別委員会から、各々2人ずつ、計8人選出する。

### 2 委員長について

- 委員長は互選とする。